

大礼委員会（第5回）議事概要

- 1 日 時：平成31年3月8日（金）13:30～13:46
- 2 場 所：第一会議室
- 3 出席者：
 - （委員長）宮内庁長官
 - （副委員長）宮内庁次長、侍従長、式部官長
 - （委員）審議官、宮務主管、皇室経済主管、侍従次長、東宮侍従長、
式部副長（儀式）、式部副長（外事）、書陵部長、管理部長
 - （参事）調査員
 - （設置内規第2条第2項に基づく出席者）掌典長
- 4 議事概要

（1）退位の礼関係諸儀式の式次第について

○ 資料「退位の礼関係諸儀式の式次第（案）」を式部副長（儀式）から説明。主な内容は以下のとおり。

- ・ 退位に関する諸儀式については前例がないところ、平成大礼の儀式の枠組みを基本に、旧皇室祭祀令を参酌して行われてきた祭典の前例や、通常行われている儀式を参考とし、さらに、全体として肅々と静かに執り行うことを基本として、次第の立案を行った。
- ・ 平成大礼では、「賢所に期日奉告の儀」、「皇霊殿神殿に期日奉告の儀」、「神宮神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀」、「神宮に奉幣の儀」、「神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に奉幣の儀」、「即位礼当日賢所大前の儀」、「即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀」が行われた。この度の退位に関する諸儀式も、基本的にこれらの儀式をなぞって構成している。

- ・ 「賢所に退位及びその期日奉告の儀」及び「皇霊殿神殿に退位及びその期日奉告の儀」の名称は、平成大礼の「賢所に期日奉告の儀」、「皇霊殿神殿に期日奉告の儀」を基にしているが、即位礼正殿の儀及び大嘗祭の期日を奉告する儀式である平成大礼の期日奉告の儀と異なるのは、まず長年にわたって天皇であらせられた天皇陛下が退位されるという重要な事実、及びそれが4月30日であることという2つの事柄について奉告すべきと考え、「退位及びその期日奉告の儀」を儀式名とした。内容については、天皇陛下が直接御告文を奏上されることによって、賢所、皇霊殿及び神殿に奉告をなされるべきであるとの考えより大祭とした。
- ・ 「神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀」については、基本的には平成大礼の枠組みを参考に行っているが、肅々と静かに執り行うとの方針により、場所は御所、お召し物はモーニングコートとした。
- ・ 「神宮に奉幣の儀」及び「神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀」については、旧皇室祭祀令によって行われてきた恒例の奉幣の儀の形式により次第を立案した。
- ・ 「神武天皇山陵に親謁の儀」及び「昭和天皇山陵に親謁の儀」については、通常行われる山陵御参拝の形式を基に、肅々と静かに執り行うとの方針により立案した。初代神武天皇の山陵と先帝昭和天皇の山陵に対し厚く儀式をなされることは、旧皇室祭祀令などにも見受けられる伝統的な考え方に基づくものである。
- ・ 「神宮に親謁の儀」については、御装束をお召しになり、御馬車を使用された平成大礼の儀式とは異なり、肅々と静かに執り行うとの方針により、平成26年に行われた式年遷宮後の御参拝の儀式を基に立案した。
- ・ 「退位礼当日賢所大前の儀」及び「退位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀」については、儀式名を平成大礼の「即位礼当日賢所大前の儀」、「即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀」を基にこのようにした。「退位礼正殿の儀」すなわち「退位を広く国民に明らかにするとともに、天皇が退位前に最後に国民の代表に会われる儀式」に

先立ち、退位礼を行うことを三殿に奉告される儀式である。内容については、天皇陛下が御拝礼の上、御告文を奏上されることを適当と考え、大祭とした。

- 「退位の礼関係諸儀式の式次第」について、案のとおりとすることが了承された。

（２）一般参賀について

- 審議官から、一般参賀については、御即位後なるべく早く実施した方が多くの国民が喜ぶのではないかと声を受けて検討した結果、前倒しして５月４日に行うこととしたとの説明があった。

（３）委員長挨拶

- 退位の礼関係諸儀式は、来週１２日の退位及びその期日奉告の儀から始まる。また、５月１日には、皇太子殿下が皇位を継承され、御即位に関する諸儀式等が、まさに切れ目無く続いていくこととなる。準備に万全を期すよう、改めてお願いしたい。
- お代替わりまで２ヶ月を切り、国民の関心が日に日に高まっていくことを、委員各位も感じていることと思う。国民の関心の高まりも受け止めながら、委員各位とともに準備を進めてまいりたい。

（４）次回日程

- 次回会議については、調整の上、別途連絡することとされた。

以 上